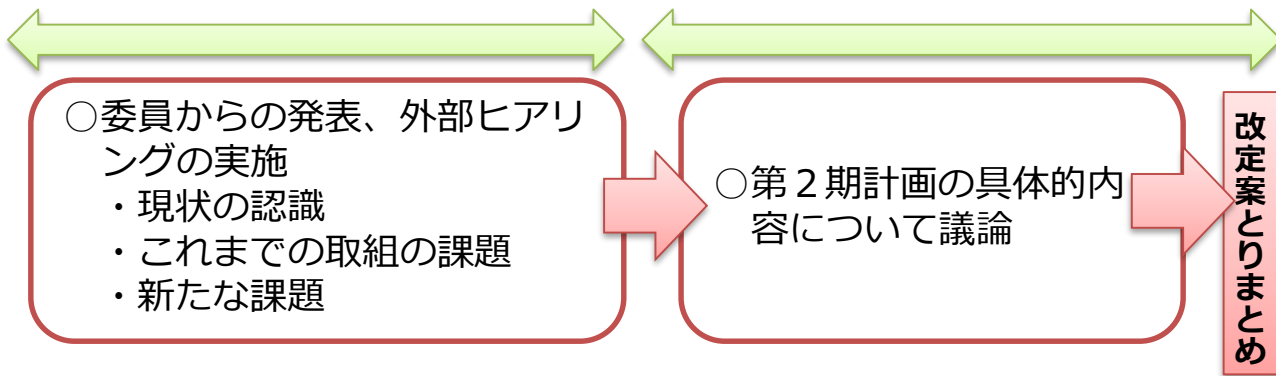




アルコール健康障害対策関係者会議

- パブコメ
- 改定案の閣議決定等



【アルコール健康障害対策基本法（抜粋）】（2014年6月施行）

第12条 1～3（略）

4 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○附則（検討）

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

アルコール健康障害対策関係者会議 スケジュール案

	開催時期	検討項目
初回	2019年10月	進め方の確認、フォローアップ等
発表、 ヒアリング (3回)	2019年12月	発表、ヒアリング①（健診、医療、研究）
	2020年2月	発表、ヒアリング②（相談支援、社会復帰）
	2020年3月	発表、ヒアリング③（教育、誘因防止、飲酒運転）
基本的施策 の検討 (3回)	2020年4月	基本的施策の検討①（健診、医療、研究）
	2020年6月	基本的施策の検討②（相談支援、社会復帰、民間団体関係）
	2020年8月	基本的施策の検討③（教育、誘因防止、飲酒運転等）
計画改定案 の検討 (2～3回)	2020年10月	次期基本計画（素案）の検討①（重点課題、目標等）
	2020年11月	次期基本計画（案）の検討②
	予備日	

※各回の議論内容については、次の回までにとりまとめ、確認する。